

○君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成15年8月31日

規則第41号

改正 平成17年12月28日規則第51号

平成28年3月30日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年君津市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

第2条 条例第8条に規定する施設等の使用時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議室等（会議室、特別会議室、研修室及び教養文化室をいう。以下同じ。）

ア 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

イ 日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。以下同じ。） 午前9時から午後7時まで

(2) フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルーム

ア 火曜日から土曜日まで 午前10時30分から午後9時まで

イ 日曜日及び祝日 午前10時から午後6時まで

2 フィットネススタジオを専用して使用する場合は、2時間までとする。

3 フィットネススタジオを個人で使用する場合は、1時間までとする。

(使用の申請)

第3条 条例第10条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、君津市勤労者総合福祉センター使用（変更・取消）許可申請書（別記第1号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請することができる期間は、会議室等及びフィットネススタジオ（前条第2項に規定する使用に限る。）については、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前から使用日までとする。

(使用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、使用の可否を決定するとともに、使用を許可するときは君津市勤労者総合福祉セ

ンター使用（変更・取消）許可書（別記第2号様式）により、使用を許可しないときは君津市勤労者総合福祉センター使用（変更・取消）不許可通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。ただし、フィットネススタジオ（第2条第3項に規定する使用に限る。）、トレーニングルーム及びサウナルームについては、当該利用料金の支払をもって使用の申請及び使用の許可等の手続が終了したものとみなす。

2 指定管理者は、前項の規定による使用の許可の決定を行う場合において、勤労者センターの管理上必要があると認めるときは、その使用日及び使用時間を調整することができる。

3 使用者は、勤労者センターを使用する際に第1項の許可書を指定管理者に提示しなければならない。ただし、同項ただし書の規定により使用の許可を受けた場合は、この限りでない。

（使用の変更又は取消し）

第5条 使用者は、使用の内容を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、第3条第2項に規定する期間内に君津市勤労者総合福祉センター使用（変更・取消）許可申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により使用の許可を受けた者は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定するとともに、許可するときは君津市勤労者総合福祉センター使用（変更・取消）許可書により、許可しないときは君津市勤労者総合福祉センター使用（変更・取消）不許可通知書により当該使用者に通知するものとする。

（使用者の義務等）

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (2) 使用の許可の際に付した条件を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、使用者が前項の事項を遵守していないと認めるときは、条例第14条の規定により勤労者センターの使用を停止させ、若しくは制限し、又は当該使用者を退場させることができる。

（使用の許可の取消し）

第7条 指定管理者は、条例第14条の規定により使用の許可を取り消したときは、その旨を君津市勤労者総合福祉センター使用許可取消通知書（別記第4号様式）により当該使用者に通知するものとする。

（準備及び原状回復）

第8条 勤労者センターの使用の準備及び原状回復は、指定管理者の指示に従い、すべて使用者が行わなければならない。

（利用者の義務）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を必要とする施設等を使用しないこと。
- (2) 危険物、動物その他のもので他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを施設等に持ち込まないこと。
- (3) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食、喫煙等をしないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、又は寄附を募らないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（行為の許可）

第10条 勤労者センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を申し出て、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は寄附を募ること。
- (2) 文書、図画等の掲示をすること。
- (3) 看板、垂幕その他の物の設置又は掲示をすること。

（報告）

第11条 指定管理者は、毎月の入館者の状況等について、当月分を翌月の10日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに市長に報告しなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、勤労者センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日規則第51号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

君津市勤労者総合福祉センター使用(変更・取消)許可申請書

年 月 日

君津市勤労者総合福祉センター
指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名 ①
電話番号

(営業所等、団体にあつては、名称)
所在地及び代表者の氏名

次のとおり、使用の許可(変更・取消)を申請します。

使用日時	年 月 日(曜日)		時 分から	時 分まで
使用目的			使用人数	人
使用施設等 (施設・附属 設備に○を 付けてくだ さい。)	会 議 室 等	研 修 室	マイク ピンマイク OHP スクリーン	
		教養文化室	掛軸 茶器 花瓶 将棋セット 囲碁セット	
		特別会議室	ビデオ テレビ	
		会 議 室	白板	
	フィットネススタジオ	音光マシーン マイク ヘッドホンステレオ		
使用区分 (該当する ものに○を 付けてくだ さい。)	市 内			市 外
	営業所等 団体 在住 在勤 在学 その他()			市外
利 用 料 金	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
	※ 円	※ 円	※ 円	
変更又は取 消しの理由				

備考

- ※印は、記入しないでください。
- 会議室等の日曜日及び祝日の使用時間は、午後7時までです。
- フィットネススタジオの火曜日から土曜日までの使用時間は午前10時30分から午後9時まで、日曜日及び祝日の使用時間は午前10時から午後6時までです。

君津市勤労者総合福祉センター使用(変更・取消)許可書

年 月 日

様

君津市勤労者総合福祉センター

指定管理者



次のとおり、施設等の使用について許可(変更・取消)します。

使用日時	年 月 日(曜日)		時 分から	時 分まで
使用施設等	会議室等	研修室	マイク ピンマイク OHP スクリーン	
		教養文化室	掛軸 茶器 花瓶 将棋セット 囲碁セット	
		特別会議室	ビデオ テレビ	
		会議室	白板	
	フィットネススタジオ	音光マシーン マイク ヘッドホンステレオ		
許可条件				
変更又は取消の理由				

君津市勤労者総合福祉センター使用(変更・取消)不許可通知書

年 月 日

様

君津市勤労者総合福祉センター
指定管理者



年 月 日付けで申請のあった君津市勤労者総合福祉センターの使用(変更・取消)について、下記のとおり許可することができないので通知します。

記

1 申請の内容

(1) 使用の目的

(2) 使用の日時 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで

(3) 使用する施設等

会議室等	研修室	マイク	ピンマイク	OHP	スクリーン	
	教養文化室	掛軸	茶器	花瓶	将棋セット	囲碁セット
	特別会議室	ビデオデッキ	テレビ			
	会議室	白板				
フィットネススタジオ	音光マシーン	マイク	ヘッドホンステレオ			

(4) 使用する人数 人

2 許可しない理由

注

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に指定管理者を被告として提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

君津市勤労者総合福祉センター使用許可取消通知書

年 月 日

様

君津市勤労者総合福祉センター

指定管理者



君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第14条の規定により、下記のとおり使用の許可を取り消したので通知します。

記

1 許可の内容

(1) 使用の目的

(2) 使用の日時 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで

(3) 使用する施設

ア 会議室等(研修室・教養文化室・特別会議室・会議室)

イ フィットネススタジオ

(4) 使用する人数 人

(5) 利用料金 円

2 取消しの理由

注

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に指定管理者を被告として提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。